

令和8年3月27日

件名 市の各種手続きにおける添付書類を大幅に省略します

本市は市民サービス向上のため、令和7年度より開始された、国が保有する不動産や会社法人の登記情報を自治体の端末から直接参照できる「登記情報連携システム」の導入を機に、登記情報連携システムまたはマイナンバーカード等で必要な事項が確認できる場合は、現在、市への各種手続きの際に添付を求めている登記事項証明書または住民票の写しを原則省略する方針といたしました。

これにより、約7割の手続きで添付書類が不要となる見込みです。

1 対象となる添付書類と申請の種類・年間申請件数**(1) 登記事項証明書**

区分	添付を求めている数	添付が不要になる数	添付が不要になる割合	引き続き添付が必要になる数
申請の種類	487 手続	340 手続	70%	147 手続
年間申請件数	19,152 件	12,987 件	—	6,165 件

※添付が不要になる手続き例

法人の設立・異動届出書、住宅用家屋証明の交付申請 等

(2) 住民票の写し

区分	添付を求めている数	添付が不要になる数	添付が不要になる割合	引き続き添付が必要になる数
申請の種類	134 手続	93 手続	69%	41 手続
年間申請件数	7,239 件	5,416 件	—	1,823 件

※添付が不要になる手続き例

市営住宅の入居申込み、移住支援金申請 等

2 運用開始日

令和8年4月1日（水曜日）

※国や県、その他の受付機関から提出を求められている一部の手続きについては、引き続き書類の添付が必要となる場合があります。

【本件に関する問い合わせ】

総務部情報政策課

電話：027-321-1210